（事務総長官房厚生管理官）同　小沢　優
（第三局国土交通検査第五課長）
同　中島　光弘
（第三局上席調査官（道路担当））
同　川端　義雄
（第五局監理官）同　武友　秀年
（第五局上席調査官（情報通信担当））同　星崎　克巳
（事務総長官房総務課企画官（第二局担当））同　田中　弘章
（第二局防衛検査第二課専門調査官）同　今井　明彦
（第三局国土交通検査第二課統括調査官）同　岩城　龍夫
（第四局文部科学検査第二課専門調査官）同　久保田聖也
（第四局農林水産検査第三課専門調査官）同　平山　徳義
定年退職（各通）（以上三月三十一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十五年十一月十四日アイルランド国大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、三月十三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から二月十日イラン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十七日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第20号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針を次のとおり公表する。

平成26年3月31日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　名称　建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する指針
2　趣旨　労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づき、技術上の指針公示第19号（平成24年5月9日）として公表した建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針について、建材製品中のアスベスト含有率測定方法に係る日本工業規格の廃止及び制定に伴い、所要の改正を行うものである。
3　適用日　公示の日
4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

技術上の指針公示第21号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針を次のとおり公表する。

なお、建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号）は、平成26年6月1日をもって廃止する。

平成26年3月31日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　名称　建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
2　趣旨　この指針は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置に関する留意事項を定めたものである。
3　適用日　平成26年6月1日
4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年3月28日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成26年3月31日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

廃止された日本工業規格

建材製品中のアスベスト含有率測定方法	A1481

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全済生会労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年4月1日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月31日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩手県	北上済生会病院
福島県	済生会川俣病院
茨城県	水戸済生会総合病院
群馬県	済生会前橋病院
埼玉県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東京都	済生会中央病院
神奈川県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新潟県	済生会三条病院
富山県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
三重県	済生会松阪病院
京都府	済生会京都府病院
大阪府	済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈良県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥取県	済生会境港総合病院
広島県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山口県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福岡県	済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐賀県	済生会唐津病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、スカンジナビア航空から、スカンジナビア航空労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年4月1日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月31日

厚生労働大臣　田村　憲久

公　告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第8項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成26年3月31日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等
(1)　ピュアアルファワン任意組合の業務執行組合員等である
名称　ＦＵＮＤ　ＯＦ　ＴＯＫＹＯ株式会社
住所　東京都新宿区四谷1―15　アーバンビルディング　ＳＡＫＡＳ８　Ｂ―３Ｆ